

平成 24 年 2 月 17 日

バーゼル銀行監督委員会「自己資本開示要件の定義」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から昨年 12 月 19 日に公表された市中協議文書「自己資本開示要件の定義」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがバーゼル銀行監督委員会におけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々は、規制自己資本の適切な開示による市場規律の確保の重要性を十分に認識しており、共通のテンプレートによる比較可能性を高める提案に賛同する。

しかし、市中協議文書で提案された頻度で開示項目のすべてを充足することが、市場参加者や監督機関にとって必ずしも有益とは限らない。また、金融機関にとって過度な実務負担が求められることや、資本調達を困難にするおそれがあることを踏まえて検討すべきである。

重要性の判断にもとづく適切な開示項目や頻度を踏まえ、それらが真に有意義な情報として機能するために、以下の点が考慮されることを期待したい。

【各論】

1. 開示する資本項目について (Section 1,2, Annex 1,2,4)

市中協議文書で提案されている開示項目のすべてを充足した場合には、開示情報のボリュームが著しく拡大し、金融機関に過度な実務負担が求められると同時に、開示項目のすべての情報を取得することが市場参加者や監督機関にとって必ずしも有益なこととは限らない。

例えば、その中に金額および重要性が極めて軽微な項目が多く含まれる場合には、真に必要な情報を探し出すことが困難になってしまう。

軽微な項目は集約を図り、重要性に応じて主要項目に絞ることが、金融機関・市場参加者・監督機関のすべてにとって適切な対応であると考えます。また、各国独自の会計基準や資本規制により、追加的に必要または不要な項目も存在するため、テンプレートは各国当局における調整を可能とすべきである。

2. 調達商品の内容の開示について (Section 3, 4, Annex 3)

調達商品についても、すべての商品毎に、すべての条件を開示することは、市場参加者や監督機関にとって必ずしも有益なこととは限らない。

大手行の場合は、Tier2 調達商品を含めると、明細数で百件以上、年間の新規調達や償還も数十件規模となり、膨大な分量および頻度の開示が必要となる。膨大な数の項目について情報開示されることは、情報利用者にとって、分析および意思決定の際に重要度の高い情報と低い情報が混在することになる。

特に Tier2 調達商品については明細数が多いため、個別商品毎でなく、同様の性質のものについてグルーピングして開示することを強く提案する。

また、資本調達において、金融機関は発行市場に応じたマーケティングおよびプライシングを行っており、国内外やホールセール・リテール、公募・私募といった発行市場の異なる商品の詳細条件を横並びで開示または比較分析することは、市場参加者の誤解や混乱を招き、日常的な調達活動の大きな阻害要因となる。

特に新規発行の都度の開示は、頻度と分量の観点から非現実的であると同時に、金融機関の機動的な調達活動に与える影響が大きい。開示情報の更新は、新規発行の都度ではなく、多くても財務の開示に合わせたタイミングで十分と考える。

ハイブリッドな Tier1 調達商品の定性情報の開示は引き続き重要性を認識する一方で、Tier2 調達商品の開示については、資本構成における重要性の観点からも Tier1 商品との開示レベルの差を設けるべきである。

特に、金利条件に関しては、新規発行都度の詳細な開示が調達活動に与える悪影響を十分に考慮し、同様の性質のものについてグルーピングのうえ一定の金利レンジで開示することを強く提案する。

また、私募債や劣後ローンといった相対取引については、その特性から個別の取引条件の開示には馴染まない。このような相対取引まで詳細に開示することによって、投資家が投資に対して慎重になる可能性があり、銀行の資本調達を困難にさせるおそれがある。

なお、現在のテンプレートに含まれていない特徴 (パラ 32) が列挙されているが、現在のテンプレートで典型的な特徴がカバーされており、いずれもテンプレートに含める必要はないと考える。

3. 移行期間中の開示テンプレートについて (Section 5、Annex 4)

無形資産、年金資産、金融機関出資といった、バーゼルⅢにおいて新たに資本控除対象となるものを含む調整項目については、Annex4に示されたテンプレートの一部分でなく、別途独立した計表として一覧できるフォームで開示を行うべきである。その開示レベルについても、個別調整項目毎に金額を明示するのではなく、調整項目間での集約を認める（例 金融機関向け出資）等、一定程度簡便な記載を認めるべきである。

Annex 4 のテンプレート形式による開示は、移行期間後の完全実施ベースでの自己資本比率の試算を容易にし、市場参加者の目線を完全実施ベースの自己資本比率に誘導するものである。

その場合、市場参加者からの実質的な規制達成の前倒し要求が、移行期間を踏まえた金融機関側の中長期的な資本運営を妨げることになり、激変緩和等を目的とした移行措置の存在意義を失う可能性があると考ええる。

また、決算期のタイミングにより、比較的早い時期での開示が求められる国においては、本文書にもとづく開示準備が十分でないことから、初年度については簡易な開示方法を認めるべきである。例えば、資本階層毎の調整項目の合計額のみを記載するなどの簡便な方法を認めていただきたい。

以 上